

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 }</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2) 。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>被告は、中西さんが平成21年 (2009年) 4月にレジ袋を使ったお手軽・簡単エクササイズ「袋操 (たいそう) 」を考案した際、初めて取り上げた (甲3) 。中西さんが平成22年 (2010年) 9月、京成百貨店や赤塚駅周辺の商店 (有限会社カスタード、有限会社五條製菓など) で脳響水を使った商品をプロデュースして以降、「地域おこしの看護師さん」としてクローズアップした。平成25年 (2014年) 1月には、水戸藩伝来の幻の里芋「水戸黒柄 (みとくろから) 」を探し出して観光振興に役立てる取り組みも記事になった (甲4) 。問題発覚後も、中西さんが (公社) 茨城県看護協会水戸地区理事在任中に手がけた平成27年 (2015年) 度 (公社) 日本看護協会地域包括ケア推進モデル事業「看護がつなぐ医療と介護」で、「病院力を、地域力に。～医療人と地域住民の対話集会～」と題して平成28年 (2016年) 3月5日に開催された「みと・あかつかカンファレンス」で、中西さんは被告の取材対象となっていた (甲5) 。しかし、被告は、脳響水関連の訂正報道の求めについては一切応じなかった。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1 : 脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月) 甲2 : 脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3 : 『茨城新聞』の記事 (2009年6月16日・23日) 甲4 : 『茨城新聞』の記事 (2010年9月16日～2014年1月9日) 甲5 : 『茨城新聞』の記事 (2016年2月21日・3月6日)</p>